

鳥取市監査委員告示第2号

住民監査請求に基づく監査結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定による標記の請求について、同条第5項の規定により監査を行ったので、その結果を次のとおり公表する。

令和2年6月17日

鳥取市監査委員 湯 口 一 文
鳥取市監査委員 浜 橋 正 教
鳥取市監査委員 上 田 孝 春

第1 監査の請求

1 請求書の提出日

令和2年4月20日

2 請求人

山本 健太郎

3 請求書の受理

本請求は、法第242条に規定する所定の要件を備えていると認められたので、令和2年4月27日これを受理決定し、請求人及び関係人にこれを通知した。

4 請求の要旨

請求人提出の本請求書による請求の要旨は、次のとおりである。

(1) 請求人の主張する事実

一般職の非常勤職員の勤務した時間が勤務条件通知書及び辞令書で明示されている勤務時間を満たさない場合、鳥取市非常勤職員の任用、勤務条件等に関する要綱（以下「勤務条件要綱」という。）第15条第12項の規定により報酬額の減額を行うべきとされているにもかかわらず、当該報酬額を減額せず、不正な公金支出を行っている。

(2) 請求の対象となる者

- ① 一般職の非常勤職員に対し、勤務条件通知書で、勤務条件要綱に規定されていない「休日」を提示し、不正な公金支出を行う原因を作り、実行した、市長をはじめとする任命権者

② 勤務条件要綱に規定されていない「休日」を記載した、一般職の非常勤職員の勤務条件通知書を作成し決裁した者

③ (1)のとおり、減額すべき報酬額を減額せず、不正な公金支出を行った者

(3) 措置請求の内容

(1)のとおり、不正に公金が支出されているのであるから、過去に遡り時効になっていない不正支出額を確定し、不正に公金を支出した者に対し、本不正支出額を鳥取市に返済することを求めるべきである。

第2 監査の実施

本請求について、法第242条第5項の規定により、次のとおり監査を実施した。

1 監査対象部局

- (1) 鳥取市総務部職員課（以下「職員課」という。）
- (2) 鳥取市教育委員会（以下「教育委員会」という。）
- (3) 鳥取市議会
- (4) 鳥取市農業委員会
- (5) 鳥取市水道局

2 監査の期間

令和2年4月21日から同年6月15日まで

3 証拠の提出及び陳述の機会の付与

令和2年5月12日に請求人の陳述を聴取した。請求人は、証拠として出勤簿並びに給与支給明細書の写しを提出した。

4 関係人調査

(1) 職員課の事情聴取

監査にあたり、令和2年5月12日に法第199条第8項の規定に基づき職員課の関係人から事情聴取を行った。

(2) 教育委員会の事情聴取

監査にあたり、令和2年5月12日に法第199条第8項の規定に基づき教育委員会事務局の関係人から事情聴取を行った。

5 監査対象事項

本請求の要旨に記載の一般職の非常勤職員の報酬のうち、勤務条件通知書及び辞令書に明示している勤務時間を満たさない場合に減額しなければなら

ないとされている部分に係る公金の支出について監査対象事項とした。

第3 監査の結果

本件請求を棄却する。

第4 理由

1 事実関係の確認

(1) 一般職の非常勤職員の勤務時間等は、勤務条件要綱に定められており、本要綱第5条において、「原則として1日につき7時間45分以内かつ常勤職員の1週間当たりの勤務時間の4分の3を超えない範囲内で任命権者が定める。ただし、業務の特殊性によりこれにより難い職員については、4週間につき116時間を超えない範囲内で1週間当たり38時間45分を上限として定めることができる。」とされている。

なお、一般職の非常勤職員個々の具体的な勤務時間は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第1項及び労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第5条の規定による勤務条件通知書及び辞令書に記載されている。

(2) 勤務条件要綱第15条第1項において、一般職の非常勤職員の報酬は、「月額、日額又は時間額のいずれかによるもの」とされているが、本請求の対象となる一般職の非常勤職員の報酬は、勤務条件通知書及び辞令書により確認したところ、月額によるものであった。

(3) 勤務条件要綱第15条第12項において、「勤務条件要綱第7条に規定する法定休日、第9条から第11条までに規定する休暇のうち有給と認められた期間その他勤務しないことにつき特に任命権者が承認した場合」を除き、職員が勤務をしないときは、報酬額を減額するものとされている。

(4) 4週間につき116時間の勤務とされている地区公民館に勤務する一般職の非常勤職員（以下「公民館職員」という。）の勤務時間は、「地区公民館に勤務する一般職非常勤職員（公民館主事及び主任）の勤務時間について（平成31年4月26日付け鳥取市教育委員会訓令第1号。以下「訓令第1号」という。）」により、連休中の勤務時間短縮の取扱いが定められていた。

なお、訓令とは、市長その他の執行機関の長が、法第154条の規定に基づき、その補助機関である職員に対して、内部的な事務運営等について指揮監督するために発する命令をいうものとされている。

2 判断

- (1) 労働条件に疑義が生じた場合においては、労働者に不利益を与えることがないように取り扱うべきものと判断する。
- (2) 本請求に係る一般職の非常勤職員の報酬は、月額によるものとされていることから、社会通念上、当該報酬額を減じなければならないほどの特段の理由は見当たらない。
- (3) 勤務条件通知書及び辞令書に明示された勤務時間は、いわゆる所定労働時間に相当するものと解されるどころ、閉庁等により、当該勤務時間に満たない事例が生じたとしても、労働基準法に抵触するものではなく、違法性はない。
また、本件は、勤務条件要綱第15条第12項において規定する「その他勤務しないことにつき特に任命権者が承認した場合」に該当するものと解されるため、報酬額を減額すべき理由に当たらないものと判断する。
- (4) 訓令第1号により公民館職員の勤務時間を減じることは、勤務条件要綱第15条第12項において規定する「その他勤務しないことにつき特に任命権者が承認した場合」に該当するものと解されるため、報酬額を減額すべき理由に当たらないものと判断する。
- (5) 本件について監査を実施した結果、違法又は不当な公金の支出に該当する財務会計上の行為は認められないものと判断する。
- (6) よって、本件請求を棄却するものである。